

諮問番号 : 令和2年度諮問第4号(令和2年10月21日付け)

答申番号 : 令和3年度答申第1号

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和元年5月2日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護変更決定処分(平成〇〇年〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

本件審査請求は、審査請求人が、〇〇市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところは次のとおりである。

障害者加算は、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)に記載されている手帳の交付日である平成〇〇年〇月〇〇日から行うことが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人が身体障害者手帳、国民年金証書等を所持している事実は認められない。そうすると、審査請求人については、手帳により障害の程度を判定することができるのであり、審査請求人が処分庁へ手帳の交付を受けたことを届け出たのが平成〇〇年〇月〇〇日であることからすれば、令和〇年〇月〇日から障害者加算を行うものとした本件処分に何ら誤りはない。

手帳に記載されている手帳の交付日が平成〇〇年〇月〇〇日であるのは、手帳に記載する交付日は市町村長が申請書を受理した日とする精神障害者保健福祉手帳制度上の取扱いであり、一方、生活扶助の加算をいつから行うかは専ら生活保護制度上の問題であるから、それが手帳に記載されている交付日と同じでなければならないという理由はない。従って、審査請求人の主張は認められない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月21日	諮問
令和3年 5月17日	審議（第13回第1部会）
令和3年 6月28日	審議（第14回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討

した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 生活保護法（以下「法」という。）

法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

(2) 生活保護法による保護の基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。そして、保護基準別表第1第2章2は、障害者加算について、次のとおり定めている。

「2 障害者加算

(1) 加算額（月額）

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,310円	17,530円
	2級地	24,470	16,310
	3級地	22,630	15,090
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		21,890	14,590

(注) 略

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3)から(5)まで 略 」

なお、保護基準別表第9は、〇〇市の級地を2級地と定めている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号社会局長通知。以下「局長通知」という。）

局長通知第7の2(2)エは、障害者加算の取扱いについて、次のとおり定めている。

「エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、・・・（中略）・・・差しつかえないこと。

(エ)及び(オ) 略」

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

(4) 「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日付け社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。）

加算認定通知1から3までは、障害者加算等の認定について、次のとおり定めている。

「1 生活保護法による保護における各種加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

2 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差しつかえないこと。

3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精

神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとする。

おって、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えないこと。』

なお、加算認定通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

- (5) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「障害程度判定通知」という。）

障害程度判定通知2(2)は、手帳に記載された障害等級と国民年金法施行令別表に規定されている障害の程度との関係について、「手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定する」としている。

- (6) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。）

生活保護問答集問7-17の答には、加算の届出及び加算を開始する時期について、次のとおり記載されている。

「(答) 加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。

なお、妊産婦加算を含めて、月の途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものである。」

(7) 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成7年9月12日付け保医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「手帳制度要領」という。)

「「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について」(平成31年3月29日付け障発0329第34号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「改正通知」という。)による改正前の手帳制度要領第2の4(2)及び改正通知による改正後の手帳制度要領第2の4(4)は、「手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受理した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする」としている。

2 本件処分について

障害者加算については、上記1(2)のとおり、障害の程度に応じて加算額が決められているところ、障害の程度の判定は、上記1(3)のとおり、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持している者についてはこれらにより、これらを所持していない者については保護の

実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度を確認することができる書類に基づいて行うものとされている。そして、特に精神障害者については、上記1(4)及び(5)のとおり、手帳の交付を受けており、かつ、手帳の交付年月日又は更新年月日とその障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合には、手帳により判定して差し支えないものとされ、手帳において1級とされる障害は国民年金法施行令別表に規定する1級の障害と、手帳において2級とされる障害は同別表に規定する2級の障害と判定するものとされている。また、障害者加算を開始する時期については、上記1(3)及び(6)のとおり、月の途中で加算の要件を満たすことが判明した場合は、翌月の初日からとされている。

そして、局長通知及び加算認定通知の内容に一見して不合理な点は見当たらない。

これを本件について見ると、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に初めて精神障害について医師の診療を受け、平成〇〇年〇月〇〇日に手帳の交付を申請し、同年〇月〇〇日に手帳を受け取ったものであるが、一方で、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持している事実は認められない。そうすると、審査請求人については、手帳により障害の程度を判定することができるのであり、手帳に記載されている障害等級が〇級であること及び審査請求人が処分庁へ手帳の交付を受けたことを届け出たのが平成〇〇年〇月〇〇日であることからすれば、処分庁が、審査請求人の障害を国民年金法施行令別表に規定する〇級の障害と認定し、令和〇年〇月〇日から〇〇,〇〇〇円の障害者加算を行うものとしたことに何ら誤りはない。

この点について、審査請求人は、手帳に記載されている手帳の交付日が平成〇〇年〇月〇〇日であるから、障害者加算も同日から行うことが妥当であるとす。しかし、手帳に記載されている手帳の交付日が平成〇〇年〇月〇〇日であるのは、上記1(7)のとおり、手帳制度要領において、手帳に記載する交付日は市町村長が申請書を受理した日とするものとされているからであり、精神障

害者保健福祉手帳制度上の取扱いである。一方、生活扶助の加算をいつから行うかは専ら生活保護制度上の問題であり、それが手帳に記載されている手帳の交付日と同じでなければならないという理由はない。従って、審査請求人の主張は認められない。

なお、本件については、上記1(4)のとおり、加算認定通知3が「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと」としているところ、処分庁は、審査請求人が手帳の交付の申請をしていることを平成〇〇年〇月〇〇日に把握していることから、処分庁としては、手帳の交付を待たず、別途、審査請求人に処分庁が指定する医師の診断を受けさせ、その結果により自ら加算の適否を判断すべきではなかったのか、念のため検討する。

この点、障害者加算の認定については、局長通知第7の2(2)エにおいて、「(ア)障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」、当該手帳等を所持していない者については、「(イ)…保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」として、医師の診断書により認定を行うことができるものとされているが、処分庁においては、実務上、精神障害者の障害者加算の認定については手帳を確認することを原則としており、本件処分において特に公平性を欠く取扱いをしているものではない。また、加算認定通知3は関連年金等の受給手続中である者を対象とする規定であって、審査請求人は当該手続中である者ではないから、当該規定の適用はない。

そうすると、上記のような対応をしなかったからといって、本件処分自体が違法又は不当となるわけではない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

積を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分に係る通知書には、変更の理由として障害者加算（○，○級）の認定の事実は示されているものの、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されていない。

本件処分は行政手続法（平成5年法律第88号）の規定する申請拒否処分及び不利益処分のいずれにも該当せず、直接同法の定める理由の提示義務に関する規定（同法第8条及び第14条）の適用を受けないものと考えられるが、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とする同法の趣旨に鑑みれば、審査請求人の意に沿わない要素を含む本件処分においても、同法の趣旨に則り、処分庁においては、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋